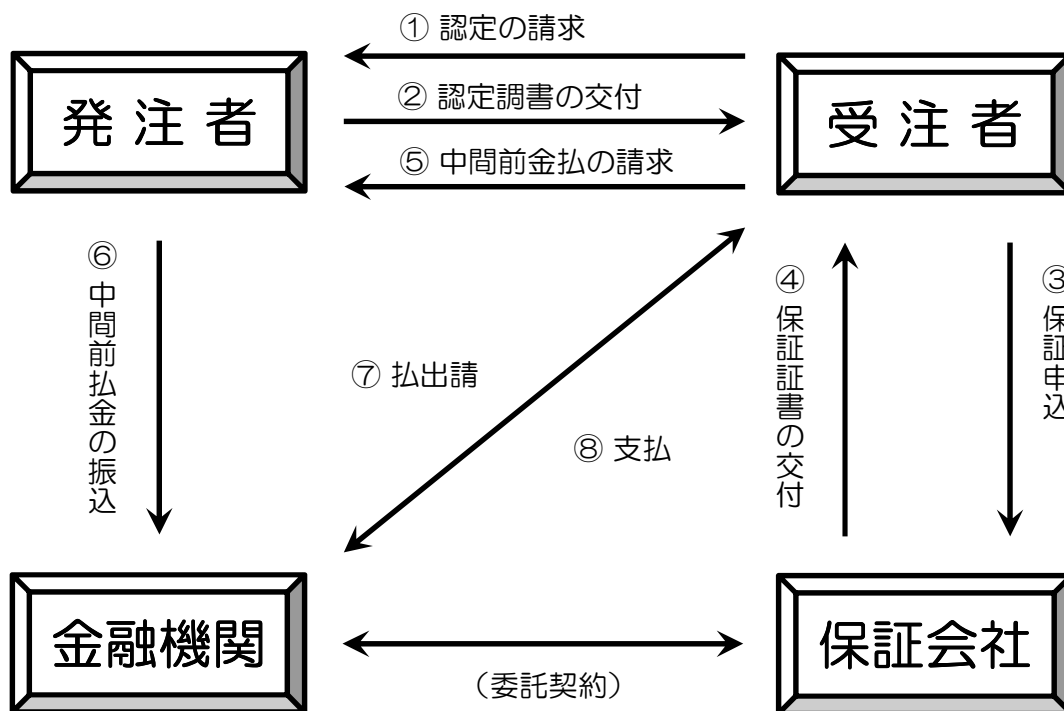


【中間前払金請求の流れ】



- ① 受注者は、認定請求書（様式第2号）に工事履行報告書（様式第3号）及び工程表を添えて、発注者に認定を請求します。
- ② 発注者は、請求内容の審査を行い、審査結果を認定調書（様式第4号）により受注者に通知します。
- ③ 受注者は、要件を備えていると認定された場合、認定調書を添えて前払金保証事業会社（以下「保証会社」）に中間前払金保証の申し込みをします。
- ④ 保証会社は、保証証書を受注者に発行します。
- ⑤ 受注者は、中間前払金請求書（様式第5号）に保証証書を添付し、発注者に中間前払金を請求します。
- ⑥ 発注者は、受注者の指定する口座（別口座）へ請求日から30日以内に中間前払金を振り込みます。
- ⑦ 受注者は、中間前払金が振り込まれた金融機関に払い出しを請求します。
- ⑧ 金融機関は、保証会社との委託契約に基づき受注者へ中間前払金を支払います。